

「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に関する申し合わせ事項

(平成18年3月27日議会運営委員会申し合わせ)

「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の運用について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 第2条第2号の取扱要領

今後、新たに策定される計画のうち、「基本的な計画」すなわち「県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画」であって、5年以上の計画期間を有するものについては、各党派政務調査会長会においてあらかじめ党派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会で決定する。この決定を踏まえて議長は、当該計画が条例の対象となることを告示等により県民に明示することを知事に依頼するものとする。

2 第4条第2項、第3項の取扱要領

第2項に基づき実施状況の報告を求め、又は第3項に基づき意見を述べようとする場合は、各党派政務調査会長会においてあらかじめ党派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会に諮り、本会議で議決を行うものとする。

3 第5条第1項の取扱要領

知事等に対して意見を述べようとする場合は、各党派政務調査会長会においてあらかじめ党派間の意見調整を図ったうえ、議会運営委員会に諮り、本会議で議決を行うものとする。

